

錦江町親子山村留学実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、錦江町内の小・中学校に転入学を希望する児童生徒を受け入れ、美しい自然と人情味あふれる環境の中で豊かな体験・教育活動を通じて、MIRAIを担う児童生徒の「生きる力」を育むとともに、教育活動の充実及び定住促進、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親子山村留学 都市部に暮らす小・中学生が、その保護者とともに錦江町内に居住しながら、町が指定する学校に通学することをいう。
- (2) 留学生 留学が許可された児童生徒をいう。
- (3) 保護者 留学生の扶養義務者又は同居の親族及び扶養義務者と同等の義務を負う者をいう。

(対象者)

**第3条** 対象者は、留学時に小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒とする。

(応募基準)

**第4条** 親子山村留学の応募基準は、次のとおりとする。

- (1) 地域の自然や環境を理解し、転入学を希望する親子。
- (2) 豊かな体験と相互の交流を通じて、第2のふるさとを求める親子。
- (3) 錦江町で生活する意思があり、かつ住民登録ができる親子。

(留学期間)

**第5条** 留学生の受入れ期間は、学年の修学期間とする。

(申請)

**第6条** 保護者は、親子山村留学申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を錦江町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

(審査及び決定)

**第7条** 教育委員会は、申請書の内容を審査した上で適当と認めた場合は、親子山村留学受入許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)により保護者に通知するものとする。

(契約)

**第8条** 親子山村留学を円滑に実施するため、親子山村留学契約書(様式第3号)により、保護者

と教育委員会との間で契約書を締結するものとする。

(必要経費)

**第9条** 教育委員会は、留学生1人につき、留学期間助成金4万円を毎月末日までに保護者が指定する口座へ振り込むものとする。

2 錦江町は、留学生及び保護者が使用する住宅にガスコンロ、エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機を各1台準備する。

3 学校教材費、給食費、学用品費など学校生活における留学生に係る経費は、保護者が負担する。

4 寝具、車等、日常生活に必要なものは、保護者が準備する。

5 家賃、光熱水費、通信運搬費など生活全般に必要な経費は、保護者が負担する。

(契約の解約)

**第10条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、親子山村留学の契約を解除することができる。

(1) 児童生徒の問題行動により、他の児童生徒へ影響をあたえると判断されたとき。

(2) 留学生自身が親子山村留学を希望しなくなったとき。

(3) 錦江町が規定する条例、規則等の定めに違反したとき。

(4) 正当な理由がなく保護者が負担すべき費用を負担しないとき。

(5) 申請書及び契約書等に虚偽があるとき。

(6) その他、教育委員会が留学不能と認めたとき。

2 教育委員会は、契約を解除したときは、親子山村留学解除通知書(様式第4号)により保護者に通知するものとする。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。